改正

第２編　共通事項

第１章　共通事項

第６節　直接仮設

１　適用範囲

改修工事における足場、仮設間仕切り、養生の直接仮設工事に適用する。

２　計測の区分

直接仮設は、足場、仮設間仕切り、養生の種類ごとに区分する。

３　計測・計算

（１）直接仮設は設計図書に数量の記載がある場合は、その数量による。ただし、数量の記載がなく計画数量を求める必要がある場合は、次による。

１）墨出しの数量は、原則として計測・計算の対象としない。

２）足場の数量は、種別に応じた対象面積、長さ又は箇所数とし、次による。

①　外部足場

外部足場の数量は、足場の中心の水平長さと構築物等の上部までの高さによる面積とする。また、最上部に設置する安全手すりの数量は、足場の水平長さとする。

災害防止用の垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け㎡）とする。

仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。

②　内部足場

内部足場の数量は、足場設置対象の床面積とする。なお、階高が 4.0mを超える内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区分に応じた足場設置対象の床面積又は台数とする。

３）仮設間仕切りの数量は、種別ごとの面積、長さ又は箇所数とする。

４）養生及び整理清掃後片付けの数量は、種別ごとの面積、長さ又は箇所数とし、次による。

①　資材搬入通路の養生

資材搬入通路（廊下、階段室、ホール等）の養生の数量は、通路幅を 2.0m とした床面積とする。ただし、対象とする通路幅が 2.0m未満の場合は、その幅を通路幅とした床面積とする。

②　エレベーターの養生

既設エレベーターかご内の養生の数量は、かご内壁の対象面積（壁の長さ×養生に必要な高さ）及び床面積とする。ただし、同一のエレベーターごとの箇所数としてもよい。

現行

第２編　共通事項

第１章　共通事項

第６節　直接仮設

１　適用範囲

改修工事における足場、仮設間仕切り、養生の直接仮設工事に適用する。

２　計測の区分

直接仮設は、足場、仮設間仕切り、養生の種類ごとに区分する。

３　計測・計算

（１）直接仮設は設計図書に数量の記載がある場合は、その数量による。ただし、数量の記載がない場合は、次による。

１）墨出しの数量は、原則として計測・計算の対象としない。

２）足場の数量は、種別に応じた対象面積、長さ又は箇所数とし、次による。

①　外部足場

外部足場の数量は、足場の中心の水平長さと構築物等の上部までの高さによる面積とする。また、最上部に設置する安全手すりの数量は、足場の水平長さとする。

災害防止用の垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け㎡）とする。

仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。

②　内部足場

内部足場の数量は、足場設置対象の床面積とする。なお、階高が 4.0mを超える内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区分に応じた足場設置対象の床面積とする。

３）仮設間仕切りの数量は、種別ごとの面積、長さ又は箇所数とする。

４）養生及び整理清掃後片付けの数量は、種別ごとの面積、長さ又は箇所数とし、次による。

①　資材搬入通路の養生

資材搬入通路（廊下、階段室、ホール等）の養生の数量は、通路幅を２ｍとした床面積とする。ただし、対象とする通路幅が２ｍ未満の場合は、その幅を通路幅とした床面積とする。

②　エレベーターの養生

既設エレベーターかご内の養生の数量は、かご内壁の対象面積（壁の長さ×養生に必要な高さ）及び床面積とする。ただし、同一のエレベーターごとの箇所数としてもよい。